

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

安曇野市の産業構造は、総務省統計局「国勢調査報告」(H27)のデータに基づく「労働力状態別15歳以上人口」によると、平成12(2000)年の労働力人口就業者51,248人は、15年後の平成27(2015)年には48,503人となり、2,745人(0.05%)の減少となった。また、「産業(大分類)別15歳以上就業者数」によると、就業者の産業別構成比は、就業者総数48,503人のうち、第1次産業は4,239人(9%)、第2次産業13,529人(28%)、第3次産業29,560人(61%)分類不能の産業1,175人(2%)であり、特に、第2次産業の内訳をみると製造業は9,937人(21%)である。15年の間に、第1次産業と第2次産業が減少し、第3次産業が増加傾向にある。

中小企業者の実態は、総務省・経済産業省「平成24年経済センサス—活動調査」のデータに基づく「地域の主要な産業の特定(大分類)」(別図1参照)によると、市内中小企業者の売上高、付加価値額、従業員数、取引流入額の構成割合が高い産業は「製造業」「卸売業・小売業」「建設業」「医療・福祉」「宿泊業・飲食サービス業」である。全体的に見て、当市の主要業種は比較的バランスよく立地している。

このような中、当市では、市内中小企業の労働生産性の向上を図るため、先端設備等の導入を支援していくことが、喫緊の課題である。

別図1 地域の主要な産業の特定(大分類)



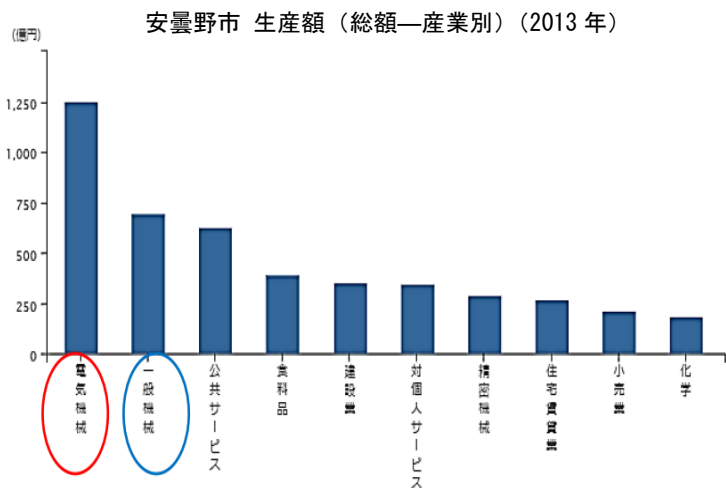
出展：総務省・経済産業省「平成24年経済センサス—活動調査」再編加工

## (2) 目標

環境省「地域産業連関表」「地域経済計算」のデータに基づく、当市の「地域の主要な産業の特定（生産額上位 10 産業）」（別図 2 参照）によると、「電気機械」「一般機械」の産業が上位に位置していて、同じく、域外から所得を獲得している「地域の主要な産業の特定（移輸出入収支額）」（別図 3 参照）も同様である。そこで、これらの産業の支援を行うと経済波及効果が高いと推察されることから、目標値については、計画期間中に設備投資が見込まれる「電気機械」「一般機械」75 件（15 件/年×5 年）に、その他の産業に関わる認定数を 10 件（2 件/年×5 年）と見込み、合計 85 件（17 件/年×5 年）程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

### 別図 2

#### 地域の主要な産業の特定（生産額上位 10 産業）

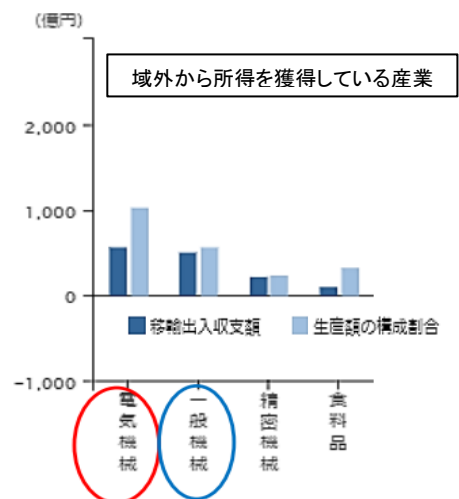


出展：環境省「地域産業連関表」「地域経済計算」

### 別図 3

#### （移輸出入収支額）

安曇野市 移輸出入収支額 産業別（2013 年）



## (3) 労働生産性に関する目標

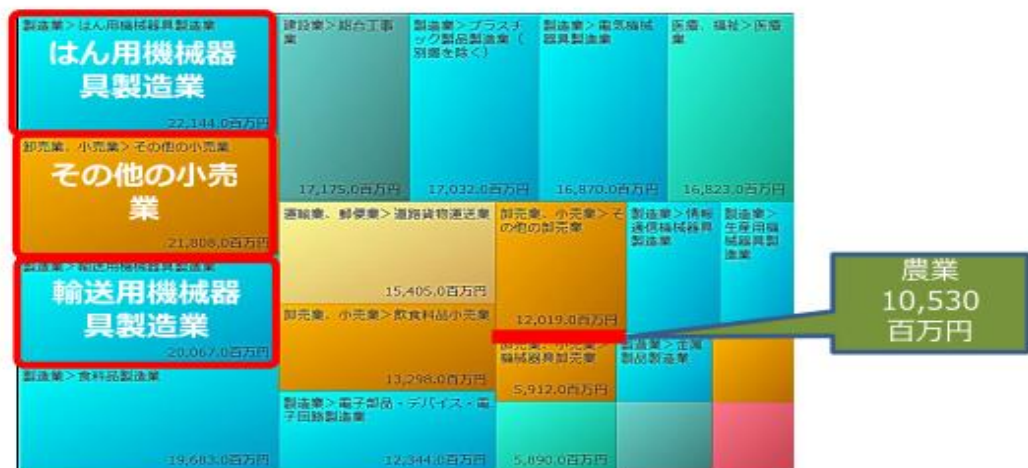
先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3% 以上向上することを目標とする。ただし、広域連携等も含めた地域の中核的な企業を中心とした取り組みに係る申請、その他のグループによる申請については、グループ全体としての指標または参加者個々の指標のいずれでも用いることができることとする。

## 2 先端設備等の種類

当市は、総務省・経済産業省「平成24年経済センサス—活動調査」のデータに基づく「地域の主要な産業の特定（中分類）」（別図4参照）で見ると、売上高、付加価値額、従業員数、取引流入額の構成割合が高い産業は、「はん用機械器具製造業」「その他の小売業」「輸送用機械器具製造業」「医療業」「電気機械器具製造業」「社会保険・社会福祉・介護事業」「飲食店」「洗濯・理容・美容・浴場業」とあり、全体的に見て当市の主要業種は比較的バランスがよい。したがって、本計画において対象とする先端設備等の種類については、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

### 地域の主要な産業の特定（移輸出入収支額）

別図4 売上高（企業単位、2012年）



出典：総務省・経済産業省「平成24年経済センサス—活動調査」再編加工

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

当市の産業は市内全域で発達しているといえる。したがって、本計画において対象となる地域は、当市の全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

当市の中小企業は、業種を問わず労働生産性の向上が伸び悩んでおり、各産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、海外市場等を見据えた連携など、多様であるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

#### 4 計画期間

##### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

##### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

#### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- 人員合理化を伴う先端設備等の導入計画は計画認定の対象としないものとする。  
また、先端設備等の導入に伴い、人員の増加が見込まれる場合も、当該事業者の計画期間内で労働生産性向上に寄与できるよう計画し、雇用の安定に配慮する。
- 先端設備等導入を実施しようとする中小企業者に対し、継続的な企業訪問により、経営状況・販路開拓・技術支援・人材育成などのニーズ情報を把握し、アドバイスやマッチング等の支援活動に努めるものとする。また、当該中小企業者の技術・技能習得を目指した実践的な研修活動を促すため、安曇野工業会等が行う技術研修講座の参加を勧めるものとする。さらに、販路開拓や人材確保、地域内の効率的な経済活動に役立つ最新情報を提供することを目的とした「安曇野市産業振興ポータルサイト」に当該中小企業者が未登録であれば事業者登録を促すとともに、利用を勧める。
- 先端設備等導入計画により取得した財産又は効用の増加した財産を適正に管理するよう指導するものとする。
- 市税滞納者及び市税未申告者に係る先端設備等導入計画は、特段の事情がある場合を除き、認定の対象としないものとする。
- 公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としないなど、健全な地域経済の発展に配慮する。